

六、政治決着に

5月8日、衆議院議員会館の食堂にて、嶋村宣伸ダンス議連会長より紹介されて、山本有二 自民党国会対策副委員長と面談した。

出席者は、榊岡、助川、篠田の3名であった。席上、山本副委員長から…、

「今、風適法を改正すると、[パチンコ業界]の問題で北朝鮮との対応が難しい上に、自民党としては議員立法での改正は難しい」

「警察庁は、風適法から外すように努力する代わりに許認可だけ公安委員会に任せてほしい、と言っている」

「従って、政府提案の閣法(内閣が提出する法案、つまり各省庁が作成)で行いたいが如何であろうか」とのご意見であった。

即ち、警察庁は、ダンス教授所、教師資格の許認可を引き続き掌握してきたいとの意向であった。

12年前、警察庁と政治家は(本来ならばダンススクールは風適法から除外しても良いのだが、今、風適法をいじると[トルコ風呂や売春法]など社会党や共産党の女性議員が騒ぐので、実質的に子供たちが習えるようにするから、今回は我慢してほしい)と国法の中に、がちりと組み込まれてしまった苦い思い出がある。

その時、県条例で営業が出来ていた教授所まで、学校に近いという理由で他への立ち退きを迫られたスクールもあったとの話をし、今回の改正後も、「国家公安委員会の認定である全ダ連に許認可権を与えることは絶対に反対である」と申し上げた。

5月13日、連盟の和田課長と[月刊ダンスビュー]の杉浦氏他1名と私の計4名が、[地方行政委員会]を傍聴させて戴くことになった。

「相談がある」との事で、時間前に田中議員の事務所に着くと、議員から山本副委員長から預かっているとの[念書]を見せられた。それには次の様なことが書かれてあった。

[風適法の改正については、国家公安委員会規則に基づく団体としての全ダ連を優遇するなどの処置を行わない、及び、秋の臨時国会で法律改正の決着を約束する]

その後、秘書の方に案内されて地下1階まで下りて、地下道で衆議院まで行った。議員会館から外に出ることなく往き来することが出来るのだ。当日、本会議は開催されていなかったのも、本会議場も覗かせて戴く。

次に、議事堂の最上階までエレベーターで上がる。30坪程度であろうか、床張りの部屋に案内された。以前、ここでダンスを踊っていたこともあるとの説明を受けた。

再びエレベーターで地下まで下りて、迷路のような通路を通って委員会の会場まで案内された。

入り口で所持品の全てを預けさせられて後方の椅子に座る。目の前に何か書かれ

た紙面があったが、バッグと共に眼鏡も取り上げられたので読むことが出来ない。

会議が始まり、田中委員が風適法の問題に引き続き、アマチュアの公民館活動についても質問をした。他の委員も拍手をしている。私も引き込まれて拍手したところ、慌てて衛視がとんできた。

〔紙面に書いてあるでしょう〕と言うが、眼鏡を持っていない私には読めなかった。
(傍聴者は声を出したり、拍手をしてはならない、と記されていたそうである)

とんだ赤ゲツぶりだったが、初めての国会探訪は思っていたより面白かった。特に衛視の表情と国会議事堂の最上階でダンスが踊られていた、との事実は忘れられないものとなった。

委員会が終了し、議事堂から再び地下道を通って、第二議員会館に戻る。田中議員も帰ってこられた。

窓のスクリーンを下ろす。

「何の為ですか」と何うと…、「窓を開けておくと、最新のハイテク機器で部屋の中の会話を傍受されてしまう恐れがあるから…」との事。私たちが警察庁を信用できないのも無理ないか！

先程の山本自民党国会対策副委員長の〔念書〕の話に戻る。いくら警察庁の働きかけがあっても、現在の状況では自民党としても放置できなくなってきたのであろう。

しかし、これ程、自民党が折れて出てこられては〔飲まざるを得ない〕のかも知れない。

それでも未だ、不信感は完全には消えていない。前回の様に、絶対に丸め込まれてはならない。そこで、私は知り合いのパチンコ業界の役員の方に聞き、実態を調べてみた。持参してくれた資料によると、確かに北朝鮮系の業者が多いことは確かであった。

しかし、内情は驚くべきものであった。

パチンコ業界と警察

パチンコ業界がプリペイドカードを導入したのは、平成2年であった。

CR機(ゲーム機部分とカードユニットが一体化されたプリペイドカード専用機)と一般機との間に射幸心で格差がある為、大きく売り上げ増になった。

特に平成5年暮れに出た「花満開」というCR機は業界人も驚くほどのギャンブル性の強い機械で、確率変動連チャン機能付きで、店の売り上げ倍増につながった。

プリペイドカードシステム発行会社は、当初は以下の東西2社であった。

- ① 日本レジャーカードシステム(株) 略称 [LEC]
- ② 日本ゲームカード(株) 略称 [GC]

その他にも平成7年には三井物産と伊藤忠の2社が別の企業として算入した。

カード会社の売り上げは、LECとGCの2社だけで、平成2年2億円、2年後の4年は3,000億円、その2年後には9,000億円を突破し、平成7年には売り上げ3兆円超で、カード会社の利益は300億円を超えている。

しかし、一回の遊びに3万円、5万円、時には10万円を超す出費で、減多に勝つことのないパチンコでは客の懐が続く訳が無い。パチンコ店で首吊り自殺した客(千葉)やサラ金、売春、犯罪などに走った者などの話題が雑誌やテレビを賑わせた。

各店舗はカードを導入した当座は良かったが、だんだんと客足が遠のく結果となつてしまったのである。徐々に経営不振の業者が増え、平成8年度中に2,000軒の倒産が見込まれるようになってきて、プリペイドカード会社とのトラブルが増えた。

被害を蒙った業者は、カード会社に清算を求めて、衆参両院の与野党議員による[日本遊技事業議員連盟]の184名の議員に善処を依頼した。

「このままでは、パチンコ業界の崩壊を招いてしまう」

「プリペイド・カードを廃止して欲しい」

「導入によって蒙った被害額をカード会社に補填・清算させて頂きたい」

などであった。そして、[法律の改正]をも求めていたのであった。

警察関係の金融機関[太陽共済]は、LEC、GC双方ともに出資し、警察OBが社長始め役員を占め、業界の団体である日本遊技協会の会長も警察キャリアOBが就任していた。

パチンコ業界は、脱税防止、暴力団の関与、機械の不正改造などを防ぐという名目で警察の監督、指導の下にある。ダンス教授所と同じ、警察庁生活安全局生活環境課担当。以前は刑事局保安部保安課(ダンス教室も同じ)であった。

パチンコ店は開業はもとより、店舗の改装、新台の入れ替えや修理まで工事後に警察の検査を受けなければ営業を再開することができない。従って、警察に逆らうと営業できなくなる。絶対に反抗出来ない仕組であった。

プリペイドカードを警察の関係者から頼まれても断る事は出来なかったのである。

本来は、業界団体である[全国遊技事業共同組合連合会]が行うべきであったものを、新たに設立した警察関係の会社に業界を乗っ取られてしまったのである。つまり、ダンススクールの為に、現状の風適法を改正しようとする、プリペイド・カードの破綻により揺れているパチンコ業界からも同様な問題(法律の改正・権限の縮小)が起きるのではないか、天下りが顕在化する、との恐れがあったらしい。

改正反対の最大の理由は、警察庁の最も大きな[天下り先]を失うことであつたとも言える。

また、パチンコ業界から多大な寄付を受けている政治家も、間に入って立場上困るので、ダンス教授所の為に風適法を改正することなどしたくない、という構図が浮かび上がってきたのである。(以上、業界誌から引用)

その為、警察庁は泉局長まで動員して自民党の議員を説得する為に、積極的に動き回っている…との実態を田中議員から説明を受けた。

将来、ダンス界も警察庁の天下り先にされる恐れがあることも危惧された。

一方、国家公安委員会認可の社団法人「全ダ連」は、風適法第20条の、「公安委員会は、国家公安委員会規則で定められるところにより、教授する資格の認定又は検定に必要な試験の実施に関する事務の全部又は一部を、民法第34条の規定により設立された法人であって、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者(以下、「指定試験機関」という)に行わせることができる」として設立されたものである。

法律に守られて、独占的な強い権限を握った「全ダ連」は、この10数年間、高圧的に種々なことをダンス界に強要してきたのである。

それまで3万円以下であった受験料は、9万円に値上げされ、その他、年会費などの金銭的な負担など、全ダ連が設立されるまで必要なかったものが加わった。

今回の一連の運動を通して痛切に感じたことは、一般のダンス人が「風適法とは、如何なるものか」を理解していない事をよいことにして、「全ダ連」が巧みに自分たちの組織の都合の良いように利用していたことであった。

例えば、教師資格取得はダンス教授所における稼働資格ではなかったにも関わらず、「全ての教師は資格を持っていないければ教授所で教えることができない」、「毎年行われる認定講習を受けないと資格を剥奪する」などや、「公民館活動として収入を得ることは出来ない、風適法に抵触する」などである。

全て真実ではない。

誰か1人資格を所持していれば、プロの資格を所持していなくても稼働できるし、毎年行われている講習会に出席しなくても資格を取り消すことは出来ない。

先年起こった殺人事件で有罪となった者(全ダ連の会員であるが)でさえ、資格は剥奪できなかったのである。ましてや、公民館を取り締まることなどできる筈もないし、風適法は営業に係っているものであって、教える教師または指導者を取り締まるものではない。

「風適法」から教授所が適用除外となった場合でも、全ダ連は定款で定める目的に適う事業として、引き続き教師と教授所の認定を行うことは出来る。しかし、現在まで行ってきた様に「独占的に認定」が出来なくなれば、会員は減少し、収入減になって、組織が存続できるかどうか、不安になったのかもしれない。

警視庁と警察庁の担当課は、自分たちの権限を失いたくない。

警察庁のエリート官僚は、[天下り先]の減少につながる法の改正はしたくない。

両者の思惑が一致して、ダンス議連総会による高岡全ダ連副会長や警察庁の生活環境課長などの発言となったのが真相ではなかろうか。

とは言え、ダンス界の利益を顧慮せず、自分たちの都合で警察と和合するなどは、絶対に全ダ連を許すことは出来ない(例え一部の人であっても)、と思った。

当然、[全ダ連]としては、今まで通り教師と教授所の全ての資格の認定を、一手に保持したい。との方針であったろう。

何としても、全ダ連の権力を無力化し、ダンス界の民主的な運営を目的としよう。その方策として、ダンス議連、警察庁に対し次のような主張をした。

「全ダ連が改正に反対であるならば、現行通り全ダ連関係の教授所は、風適法の下での営業をすれば良い。そしてその他の自主規制が出来る団体の、スポーツとして、文化として教授する教授所は、風俗営業外での営業を認める、…としたならば如何でしょうか…」と。

全ダ連としては、自分たちの組織だけ[風適法下]の営業では、傘下の教室が逃げだしてしまうことは、[火を見るよりも明らかである]…と感じたことであろう。

最終的には、[自分たちも同様の条件下での営業を求めざるを得ない]との読みが我々にはあった。

因みに、当時の[全ダ連]の勢力は、年間の教師試験受験者 1,500人。累計登録者 12,000名。登録認定教室 1,800教室と称していた。

一方、連盟のプロ指導者資格保持者は約6,000人。認定登録教室は 690教室に過ぎなかった。

それが…この原稿を書いている時点、(平成19年4月現在)全ダ連の認定教室はたったの[187教室]に激減していた。

連盟の認定教室は、1,481教室と増以上に増加している。

どちらにも所属していない教室を含めて、全ダ連の所属教室は、全体の僅か[一割以下]にまで減少している。

何故、我々が最初に「全ダ連を中心にした新しい組織を設立し、自主規制をして[風適法]からの除外に手を繋ごう」と提案したのに対し、警察庁に言いくるめられ、裏切ったのであろうか。

[全ダ連]は、[衰退すべくして衰頹して行った]、と言えるであろう。

それでも、全ダ連は最後の悪足掻きをする。曰く、

「国は暴力団から無料で守ってくれている」

「無免許の者が教室を開設することを防いでいる」

「公民館のサークル活動により、我々の教授所に初心者の入会が少なくなっているのを、何とかしなければならぬ」

などの理由を掲げて、改正反対の人達を集めるべく署名運動を始めた。(神奈川県、京都等の全ダ連のほんの一部であったが…)

この期になっても、未だ「時の流れ」が理解できないのか。

昭和59年、風適法制定によって設立された[全ダ連]を解体されてしまうと、自らの地位を失ってしまう、との危機感を持った人が、問題をすり替えて反対運動をしているのを見ると、[残念]と言うより[可哀相]にも思えてくる。もう、[全ダ連]も世代交代を行い、若い人たちに託すべきではないのかと思う。もっとも、若い有能な人は辞めさせられたり、自ら辞めて行ったと聞いているが…。

信じられないことであるが、公民館活動である[サークル活動を禁止し、取り締まっ
て欲しい]、と所轄の警察署や県警、警察庁に陳情に行ったり、中には直接公民館や教育委員会に[プロの営業妨害になる]と訴え、[サークル活動を禁止]させようとした人さえいたという。

全国津々浦々の公民館活動としてダンスサークルは、確実にダンス人口を増やし、底辺を拡大していることは、まぎれもない事実である。公民館のサークル活動を止めることなど出来ないし、サークルがなければ自分たちの教授所に初心者が増える、とでも思い、[風適法]か[全ダ連]がサークル活動を止めてくれると信じている人がいたとしたら…、何とも索漠たる思いを禁じ得ない。

ダンスは、国民の健康増進と生涯教育の一環として認知されている。私たちは、目先のことばかりでなく、次世代の人たちの為にも、より良い環境と発展を考えて行動しなければならない義務がある。

公民館は、各地の教育委員会の管理下にあり、都道府県の教育委員会は文部省の管轄下である。

ましてや、平成7年9月22日付けの文書で、文部省生涯学習局長は、全国の教育委員会教育長宛に[社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について]として、[いわゆる民間営利社会教育事業者による営利目的の事業にその施設の使用を認めても構わない]との通達さえ出しているのであるから、警察が取り締まれる筈も無い。(公民館等で社会教育の一環としてならば、営利を目的とする者に使用を許しても構わない、との見解を出した。つまり金銭の授受を認めている)

当然、プロは無論のこと、アマチュアが料金を得ても[風適法]で処罰すること等、出来る筈もない。

折も折、平成9年7月に入ると、新聞、テレビ、雑誌数社が[ダンスと風適法]について取り上げる記事を書いた。警察庁と全ダ連にとって、強烈な一撃であったろう。

特に、7月3日の毎日新聞と6日の産経新聞は紙面を大きく割いて[社交ダンスは

風俗か?], [ダンスがなぜ風俗?] との大きな見出しで、現在、ダンススクールは警察庁が「風適法」で縛っているが、これは時代錯誤もはなはだしい、との記事を掲載したのである。

警察庁はそれまでの「全国的な組織がない」[自浄作用が働かない]「スポーツでない」などを根拠として改正に反対していたが、その理由が希薄と見るや、方針を転換してきた。先に記述した如く…、

「一般住民の反対が多い」、[ダンス業界は分裂しているので、自主規制など出来ない]、との二点に絞ってきたのである。

しかし、助川AJDT本部対策委員長が、日本ダンス議会と日本プロ・競技ダンス連盟の「改正に賛成」との文書を提出し、自主規制が出来ない(と言っている)のは「全ダ連」の、それもその中の一部の人だけであることが明らかとなった。

6月12日、警察庁は自分たちの主張が不利と見るや、衆議院の地方行政委員会に於いて、泉局長は今までと異なる答弁に切り替えてきた。

「業界が自主的に規制するのであれば、ダンススクールを風適法から除外することは吝かでない」

また、「ダンス界全体の意見の一本化があれば、対象から除外してもよい」との発言をしてきた。

我々は「ダンス界が纏まって自主規制をする」と言っているのに、裏で「全ダ連」を唆して業界を混乱させておいて、「今更、何を言うのか」、との思いであった。だが、警察庁としては、12年前に全ダ連を「公益法人」として設立させた経緯もあり、面子上からも全ダ連を残して自分たちの権限を残したいと思っていることは明白であった。

8月になって、田代、高岡全ダ連正副会長から「署名捺印入り文書」が関係者一同に送られて来た。

「下記の文書は他人の名前を借りたものであり、我々が書いていないことを明確にするため署名するものであります。」例の、警察庁から「ダンス議連」に提出された田代、高岡正副会長の文書についてであった。(35頁、6行目以後を参照)

しかし、問題の4月23日のダンス議連総会に出席していた助川氏によると、…

「当日、高岡氏は風適法の改正は反対である、と述べたが、その時警察庁から提出された資料を自分たちが書いたものではない、と訂正される様な発言はなかった」と述べているのである。

その後のダンス議連での追及など、不利になった警察庁は、生活安全課長の吉川生活環境課長を栃木県の県警本部長に左遷・転出させてしまった。

本当に担当課長が勝手に文書を作成し、風適法改正を阻止する為にダンス議連に虚偽の文章を提出したのか。それとも、全ダ連の会長又は副会長が、課長の異動を良

いことに問題の文書は警察庁が勝手に書いたもの、とダンス界での追及を避けるため責任を転嫁したのか…、今となっては正に「藪の中」（芥川龍之介の小説名）である。

しかし、警察庁の立場がおかしくなってきたことだけは確かであった。

警察庁は、ダンス界内部の対立と分裂を煽り、一方では、「ダンス議連」に対しては、内閣提案の閣法で対応しても良い、との意向を見せて「自民党」を揺さぶっている。

私は、自民党のダンス議連の議員の腰が少しずつ引けていくのを感じた。流石に、警察庁も頭は悪くない。やることはフェアではないが…。

12年前、風適法からの除外運動に失敗した時、署名運動や先頭に立って活躍した人達も、今回は最初から余り熱意がなかった。（どうせ、今回も失敗に終わるだろう。）と言っていた人も多かった。

もし今回も駄目であれば、ダンス界として二度と立ち上がれない程の打撃となることは目に見えていた。

徐々に、我々と警察庁との主張を取り持とうとする議員の動きが目立ってきた。それは、両者の主張の中間、つまり「政治決着」である。いくら我々の主張が絶対に正しいと思っても、世の中思うようには行かないこともあることは分かっていたつもりであったが、辛かった。